

2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
3. 夜間対応型訪問介護

主な改定項目

- ① 総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し ★
- ④ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑤ 訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ⑥ 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ⑦ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

① 総合マネジメント体制強化加算の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月

<改定後>

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200単位/月（新設）

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位/月（変更）

① 総合マネジメント体制強化加算の見直し

算定要件等

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

算定要件 ((4)~(10)は新設)	加算(Ⅰ)：1200単位 (新設)			加算(Ⅱ)：800単位 (現行の1,000単位から見直し)				
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○		
(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○	/	○	○	/		
(3) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	/	○	○	/	○	○		
(4) <u>日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること</u>	○	○	○	/				
(5) <u>必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</u>	○	○	/					
(6) <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</u>			○					
(7) <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること(※)</u>	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施					
(8) <u>地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</u>								
(9) <u>市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること</u>								
(10) <u>地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること</u>	/	/						

(※) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件

② 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

概要

【訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護】

- ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月



<改定後>

ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月 (変更)

算定要件等

- 変更なし

③ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

概要	【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】										
○ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。 【告示改正】											
単位数											
<table><tr><td data-bbox="402 496 535 529"><現行></td><td data-bbox="428 536 1075 571">認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※</td><td data-bbox="1177 536 1243 611" rowspan="2">▶</td><td data-bbox="1302 496 1467 529"><改定後></td><td data-bbox="1327 536 1467 571">変更なし</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="428 576 1075 611">認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※</td><td></td><td></td><td data-bbox="1327 576 1467 611">変更なし</td></tr></table> <p data-bbox="389 634 2160 666">※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月</p>		<現行>	認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※	▶	<改定後>	変更なし		認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※			変更なし
<現行>	認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※	▶	<改定後>		変更なし						
	認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※				変更なし						
算定要件等											
<p data-bbox="366 819 843 853"><認知症専門ケア加算（Ⅰ）></p> <ul data-bbox="397 862 2175 1065" style="list-style-type: none"><li data-bbox="397 862 1505 896">ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上<li data-bbox="397 905 2175 982">イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置<li data-bbox="397 991 1849 1025">ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合<li data-bbox="397 1033 2160 1065">エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 <p data-bbox="366 1110 843 1145"><認知症専門ケア加算（Ⅱ）></p> <ul data-bbox="397 1153 1921 1356" style="list-style-type: none"><li data-bbox="397 1153 1327 1188">ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと<li data-bbox="397 1196 1538 1230">イ <u>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上</u><li data-bbox="397 1239 1849 1273">ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合<li data-bbox="397 1282 1849 1316">エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施<li data-bbox="397 1325 1921 1356">オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定											

④ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
	○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】
単位数	
< 現行 > なし	< 改定後 > 口腔連携強化加算 50単位/回 (新設) ※ 1月に1回に限り算定可能
算定要件等	
	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設) ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



⑤ 訪問看護等における24時間対応体制の充実

概要	【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】																																		
○ 緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における24時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。【告示改正】																																			
単位数																																			
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="389 486 524 515"><現行></td> <td data-bbox="1302 486 1462 515"><改定後></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 525 736 558">緊急時訪問看護加算</td> <td data-bbox="1327 525 1862 558">緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 568 1156 601">指定訪問看護ステーションの場合</td> <td data-bbox="1327 568 2091 601">指定訪問看護ステーションの場合</td> <td data-bbox="1921 568 2091 601">600単位/月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 611 1156 644">病院又は診療所の場合</td> <td data-bbox="1327 611 2091 644">病院又は診療所の場合</td> <td data-bbox="1921 611 2091 644">325単位/月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 654 1156 686">一体型定期巡回・随時対応型訪問</td> <td data-bbox="1327 654 1849 686">一体型定期巡回・随時対応型訪問</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 696 1156 729">介護看護事業所の場合</td> <td data-bbox="1327 696 2091 729">介護看護事業所の場合</td> <td data-bbox="1921 696 2091 729">325単位/月</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1327 772 1735 805">緊急時訪問看護加算(Ⅱ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1327 815 2091 848">指定訪問看護ステーションの場合</td> <td data-bbox="1921 815 2091 848">574単位/月</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1327 858 2091 891">病院又は診療所の場合</td> <td data-bbox="1921 858 2091 891">315単位/月</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1327 901 1849 933">一体型定期巡回・随時対応型訪問</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1327 943 2091 976">介護看護事業所の場合</td> <td data-bbox="1921 943 2091 976">315単位/月</td> </tr> </table>			<現行>	<改定後>		緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (新設)		指定訪問看護ステーションの場合	指定訪問看護ステーションの場合	600単位/月	病院又は診療所の場合	病院又は診療所の場合	325単位/月	一体型定期巡回・随時対応型訪問	一体型定期巡回・随時対応型訪問		介護看護事業所の場合	介護看護事業所の場合	325単位/月		緊急時訪問看護加算(Ⅱ)			指定訪問看護ステーションの場合	574単位/月		病院又は診療所の場合	315単位/月		一体型定期巡回・随時対応型訪問			介護看護事業所の場合	315単位/月
<現行>	<改定後>																																		
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (新設)																																		
指定訪問看護ステーションの場合	指定訪問看護ステーションの場合	600単位/月																																	
病院又は診療所の場合	病院又は診療所の場合	325単位/月																																	
一体型定期巡回・随時対応型訪問	一体型定期巡回・随時対応型訪問																																		
介護看護事業所の場合	介護看護事業所の場合	325単位/月																																	
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)																																		
	指定訪問看護ステーションの場合	574単位/月																																	
	病院又は診療所の場合	315単位/月																																	
	一体型定期巡回・随時対応型訪問																																		
	介護看護事業所の場合	315単位/月																																	
算定要件等																																			
<p><緊急時訪問看護加算(Ⅰ)> (新設)</p> <p>○ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。</p> <p><緊急時訪問看護加算(Ⅱ)></p> <p>○ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の(1)に該当するものであること。</p>																																			

⑥ 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 退院時共同指導加算について、指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。【告示改正】

算定要件等

<改定後>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

<現行>

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

⑦ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う随時対応サービスについて、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 一体的実施ができる範囲について、都道府県を越えて連携を行っている場合の運用については、その範囲が明確になっていないため、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。

⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数・算定要件等

<改定後>			
一体型事業所 (※)			
介護度	介護・看護利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者 (新設)
要介護1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費：989単位/月 【出来高】 ・定期巡回サービス費：372単位/回 ・随時訪問サービス費（Ⅰ）：567単位/回 ・随時訪問サービス費（Ⅱ）：764単位/回 （2人の訪問介護員等により訪問する場合） 注：要介護度によらない
要介護2	12,413単位	9,720単位	
要介護3	18,948単位	16,140単位	
要介護4	23,358単位	20,417単位	
要介護5	28,298単位	24,692単位	

(※) 連携型事業所も同様